

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 9 日

一般社団法人三重県産業廃棄物協会
会長 井上 吉一 様

三重県環境生活部廃棄物対策局
廃棄物・リサイクル課長

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会等の中止・延期
に伴う更新許可申請の取扱いについて

平素は、産業廃棄物の適正処理に御尽力いただき御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止として、国内においては、新型コロナウイルス感染者の爆発的な増加を回避するため、大規模イベント等の開催の中止、延期又は規模縮小等の検討の要請がなされており、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会（以下「講習会等」という。）の一部も当面の間中止・延期となっているところで

す。

このことに鑑み、三重県では、当面の間、産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物処理業を含む）の更新許可申請について、講習会等の中止・延期を原因として講習会等の修了証を添付できない場合には、その旨の申立書の添付により、申請を受け付けることとし、再開された講習会等の修了証をもって、申請者の知識及び技能を審査することとしました。

なお、当該運用は、新規許可申請に関しては適用しませんので御留意ください。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、許可の有効期限までに更新許可申請がなされた場合は、第 14 条第 3 項及び第 14 条の 4 第 3 項において、その申請に対し行政庁が処分するまでの間は、従前の許可の有効期限の満了後も当該許可がなおその効力を有するとされていますので御了知願います。

事務担当： 廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班 TEL:059-224-2475 FAX:059-222-8136
--